

違法放置物件の対処について

道路局路政課道路利用調整室

(廊下を猛ダッシュで駆けてくる大野係員)

大野係員

ハア、ハア、ギリギリセーフだ。

坂上係員

なにがギリギリセーフよ、遅刻よ、遅刻、最近ちよつとたるんでるんじゃない？

ところでどうしたの？ ズボンが破けて血が出てるじゃない、手当てしてあげるからこっちにいらっしやい。

大野係員

あつ、本当だ。この前のボーナスで買ったばかりだったのに…。

坂上係員

まあ、ケガしていることにも気づかないくらい、急いできたことは評価するけど、あんまりあわてると事故のもとよ。

大野係員

すいません。駅前の歩道をメールをしながら歩いていたら、お年寄りの方とぶつかりそうになりまして、ぱつと避けた拍子に…。

坂上係員

どうせ前を見ずに歩いていたんでしょ。お年寄りにケガはなかったんでしょね。

大野係員

当然ですよ、この身を犠牲にして避けたんですから。でも置いてあった看板にぶつかってしまつて、多分そのときにケガをしたんだと思います。なんで、あんなところに看板なんか…、ブツブツ。

坂上係員

そうだったの、それは災難だったわね。確かに駅前の歩道には危険な物件がいっぱいあるものね。

大野係員

そう、そうなんですよ、置き看板や捨て看

板、のほり竿、商品の陳列棚等々、歩くのには邪魔だし、すれ違う人もぶつかりそうになりますからね。と言うことは、こうした放置物件を除去して、円滑な道路交通環境を実現するのが道路管理者としての責務ですよ。早速、除去に行つてきます。

坂上係員

ちよつと待ちなさい。捨て看板みたいな財産価値の無いものなら別だけど、置き看板とかは誰かの持ち物なわけですよ。除去するには根拠が必要となってくるわ。まず、道路法ではどのように規定されているか、きちんと整理してみましよう。

大野係員

それもそうです。道路法令総覧によると、あったあった。まず道路法第四三条で道路に関する禁止行為として「一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること」「二 みだり道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること」以上の二点について規定されていますね。また、道路法第四四条の二では違法放置物件を道路管理者自らが除去することができますと規定されているので、これで問題なしですね。それじゃあ行つてきます。

第四三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をた
い積し、その他道路の構造又は交通に支障
を及ぼす虞のある行為をすること。

第四四条の二 道路管理者は、第四三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件（以下この条において「違法放置物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

坂上係員

でも、道路法第四四条の二では「当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないため」、また「第七一条第一項の規定により必要な措置を命ずることができないとき」と規定されているから、まずは所有者を捜すことが先決よね。それにこの第七一条第一項は何を規定しているのかしら？

第七一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

大野係員

監督処分ですよ。つまり、氏名・住所が不明で監督処分をかけられない時にだけ、道路管理者が自ら除去できるといことですか？ 基本的な考え方として所有者が違法放置物件が除去すべきと言うことは解るんですけど、これだと時間が掛かってしまうし、なんだか面倒くさいですね。

坂上係員

そうですね、時間も掛かるし、手続も煩雑になるわね。さらに道路管理者が自ら違法放置物件を除去する場合には、行政代執行法による行政代執行の手続も必要になるわね。

渡邊課長

そうですね、特に行政代執行では事前の戒告等により義務履行期間を定めて、相手方がその期間内に義務を履行しないと最初に初めて代執行を行いますから、どうしても時間はかかりますね。

だけど緊急の場合にはこうした手続を経ずに強制力を行使する方法として、即時強制という考え方もあるんですよ。

大野係員

それって、さっきボクがやろうとしたことですよ。道路管理者なんだから当然できる気が

するんですけど。

渡邊課長

いやいや、即時強制は「目前急迫の必要があつて義務を命ずる暇がない場合に、行政機関が相手方の義務の不履行を前提とすることなく、直接いきなり国民の身体や財産に実力を加え、行政上必要な状態を作り出す作用をいう。」とされて、通常の強制執行よりも、一段と厳しい制約が課されているんですよ。

大野係員

そうよ、道路法第四四条の二もある意味即時強制にあたるけれど、落下物等を放置することによる事故の危険性が「目前急迫の必要」に該当して、氏名及び住所を知ることができないことが「義務を命ずる暇がない場合」に該当するから、認められているの。

渡邊課長

財産権は憲法で保障された権利ですから、道路管理者も行政機関である限り、有形力を使用して身体・財産に働きかけるには、法律に基づいて行わなければならないんですよ。

大野係員

そうですか、やっぱり地道にこつこつとやらなければいけないんですね。

坂上係員

そのとおり、千里の道も一歩からと言うしね。

まあ、大野係員の道路管理者としての道はまだ一歩も踏み出していないかもしれないけれど。

渡邊課長

いやいや、そんなことはないですよ。〇・五歩ぐらいは踏み出していますよ、私が保証します。

大野係員

そんなあ、みなさんひどいですよ…。